# 伊勢市公報

第 321 号 平成 31 年 3 月 20 日 水曜 日

| <u></u>   |          |
|---|----------|
|   | 頁        |
| 規 則  ○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則          | 3        |
| で以近りる規則<br>○ 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則                     | 5        |
| ○ アダル伯的平印伯的権員委員会に関する規則の 即を以正する規則                                | J        |
| 訓 令   |          |
| ○ 伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令                                    | 10       |
|   |          |
| 病院事業管理規程  |          |
| ○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程                        | 14       |
|   |          |
| <b>告 示</b>  | 1.0      |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について  | 16<br>17 |
| <ul><li>○ 道路の区域変更について</li><li>○ 道路の区域変更について</li></ul>           | 18       |
| ○ 市道の路線の認定の告示事項の変更について  | 19       |
| ○ 旧垣の路線の部庭の日小事項の変更について  | 19       |
| 教育委員会告示   |          |
| ○ 教育委員会会議の招集について  | 20       |
|   |          |
| 選挙管理委員会告示   |          |
| ○ 永久選挙人名簿関係   |          |
| ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について                        | 21       |
| ○ 三重県知事選挙関係   |          |
| ・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う日時及び場所について                               | 22       |
| ・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について                                   | 23       |
| ・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて                                   | 24       |
| ・ 不在者投票用紙等の交付場所について   | 25       |
| ○ 三重県議会議員選挙関係<br>・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う日時及び場所について              | 26       |
| ・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくしを行う日時及の場所について ・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について | 26<br>27 |
| ・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて                                   | 28       |
| ・ 不在者投票用紙等の交付場所について   | 29       |
|   | 20       |
| 農業委員会告示   |          |
| ○ 農業委員会総会の招集について  | 30       |
|   |          |
| 上下水道事業告示  |          |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて                                     | 31       |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について                                      | 32       |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について   | 33       |
| 公 告   |          |
| <ul><li>□ 農用地利用集積計画について</li></ul>                               | 34       |

| 半成         | 31 年 3 月 20 日           | 第 321 号 |
|------------|-------------------------|---------|
| $\bigcirc$ | 農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について | 35      |
| $\circ$    | 伊勢市自殺対策推進計画の公表について      | 36      |
| $\circ$    | 公示送達                    | 37      |
| $\circ$    | 犬の抑留について                | 38      |
|            |                         |         |

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改

正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 4 日

#### 伊勢市規則第7号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部 を改正する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改 正する規則(平成27年伊勢市規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成 31 年 3 月 11 日

#### 伊勢市規則第8号

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 153 号)の一部を改正する規則を次のように改正する。

第2条中「消防本部次長」の次に「及び消防本部参事」を加える。 第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員が生じたとき新 たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。第6条に次の1項を加える。
- 3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の 適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて 在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし 書の規定は、適用しない。
  - 第9条第2項後段を次のように改める。

この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための 期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当 該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項と し、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。)をそれぞれ通知するものとする。

第11条の見出し中「委員」を「委員会」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条 を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意思を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることを鑑み、消防職員が意見を提出しやすく環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。別記様式を次のように改める。

#### 別記様式(第8条関係)

意見書

| 提    | 出 | 者  | 所  | 属  | 名  | 意見提出日                                 | 年        | 月 | 日 | <ul><li>※ 2</li><li>整理番号</li></ul> |
|------|---|----|----|----|----|---------------------------------------|----------|---|---|------------------------------------|
| 提    | 出 | 者  | 職  | 氏  | 名  | <ul><li>※1</li><li>意見取りまとめる</li></ul> | 者受付<br>年 | 月 | 日 |                                    |
| ※ 意見 |   | りま | とめ | 者氏 | :名 | <ul><li>※ 2</li><li>受 付</li></ul>     | 年        | 月 | 日 |                                    |

(意見取りまとめ者を経由する場合)意見取りまとめ者から委員会の庶 務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い

記名 · 匿名

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。

| 元で近江 | 104 | • 9 0  |
|------|-----|--|
| 件    | 名   |  |
| 区    | 分   | 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利<br>2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品<br>3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設 |
| 現    | 状   |  |
| 意見の内 | 內容  |  |

#### 備考

- 1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
- 2 必要な資料があれば添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起 算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とす る。

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成 31 年 3 月 5 日

#### 伊勢市訓令第1号

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令 伊勢市防災行政無線局管理運用規程(平成17年伊勢市訓令第30号)の 一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「申込み」を「依頼」に改め、同条第1項ただし書を 削り、同条第2項中「防災行政無線固定系通報依頼書の提出」を「第1項 の依頼書の提出又は前項の規定による口頭による依頼」に改め、同項を同 条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による固定系通報の依頼は、管理者が緊急を要すると認める場合においては、口頭ですることができる。この場合において、市の課長等は、事後において速やかに前項の依頼書を提出するものとする。

別表第1陸上移動局の項中「15局」を「10局」に改める。

別表第2 I 192 の項の次に次のように加える。

I 193 上野町地内

様式第1号を次のように改める。

#### 防災行政無線固定系通報依頼書

年 月 日

(宛先) 管理者

依頼者

所 属

所属長氏名

連絡先

伊勢市防災行政無線管理運用規程第15条第1項の規定により、次のとおり依頼します。

| 通  | 報  | 日  | 時 | 年  | 月 | 日   | 時 | 分 |   |
|----|----|----|---|----|---|-----|---|---|---|
| 通  | 報  | 種  | 別 |    |   |     |   |   |   |
| 通  | 報  | 区  | 域 | 一斉 | • | 個別( |   |   | ) |
| 通  | 報  | 件  | 名 |    |   |     |   |   |   |
| (通 | 報文 | () |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |
|    |    |    |   |    |   |     |   |   |   |

#### 備考

- 1 通報希望日の2日前までに提出してください。
- 2 緊急の場合は、口頭で依頼の上、通報後に提出してください。
- 3 通報文は簡潔に表現してください。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を 改正する規程を次のように定める。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢病院事業管理者 佐々木 昭人

#### 伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一 部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成27年伊勢市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 伊勢市告示第 16 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により 告示します。

平成 31 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 井 栄 一

伊勢市柏町 545 番地

変更後 浅沼保則

伊勢市柏町 538 番地 1

#### 伊勢市告示第17号

## 道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 13 日

| 道路の<br>種 類 | 路線名      | 区間                        | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル       | 延長メートル |
|------------|----------|---------------------------|------|------------------|--------|
| + *        | 溝口 17 号線 | 二見町光の街字豆石山 1508番<br>3地先から | 旧    | 13.7 $\sim$ 14.2 | 19.4   |
| 市道         |          | 二見町光の街字豆石山 1508番<br>4地先まで | 新    | 13.7 $\sim$ 20.6 | 19.4   |

#### 伊勢市告示第 18 号

## 道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 13 日

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                         | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長メートル |
|-------|----------|----------------------------|------|------------|--------|
| + >±  | 溝口 17 号線 | 二見町光の街字豆石山 1508番<br>12地先から | 旧    | 16.1~19.8  | 23. 7  |
| 市道    |          | 二見町光の街字豆石山 1504番<br>19地先まで | 新    | 16.1~28.6  | 23. 7  |

伊勢市告示第 19 号

平成9年7月14日伊勢市告示第32号(市道の路線の認定について)の 一部を次のように変更します。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

本則の表一之木宮川橋線の項中「一之木宮川橋線」を「高向小俣線」に に改める。

#### 伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 31 年 3 月 12 日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 18 日 (月) 午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第11号 平成31年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
  - 議案第12号 伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関 する規則の全部改正について
  - 議案第13号 伊勢市文化財保護条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に 関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総 数の50分の1の数

2,144 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定 する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,865 人

3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,729 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,187 人

#### 伊勢市選挙管理委員会告示第5号

平成 31 年4月7日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法(昭和 25 年 法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を 定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務 執行規程(平成7年三重県選管告示第 5 号)第 85 条の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 平成31年3月21日(木)午後6時
- 2 場 所 伊勢市御薗町長屋 1221 番地 御薗総合支所 2 階 伊勢市選挙管理委員会室

#### 伊勢市選举管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 平成31年4月4日(木)午後6時
- 2 場 所 伊勢市御薗町長屋 1221 番地 御薗総合支所 2 階 伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙等 を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあって、郵便をもって発送する時は、 選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

#### 伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 伊勢市御薗町長屋1221番地 御薗公民館

2 伊勢市二見町江420番地1 二見総合支所

3 伊勢市小俣町元町540番地 小俣公民館

4 伊勢市船江1丁目471番地 ミタス伊勢

#### 伊勢市選举管理委員会告示第9号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程(平成7年三重県選管告示第5号)第85条の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 平成31年3月29日(金)午後6時
- 2 場 所 伊勢市御薗町長屋 1221 番地 御薗総合支所 2 階 伊勢市選挙管理委員会室

#### 伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

平成 31 年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票 立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めましたので、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 平成31年4月4日(木)午後6時
- 2 場 所 伊勢市御薗町長屋 1221 番地 御薗総合支所 2 階 伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあって、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

#### 伊勢市選挙管理委員会告示第12号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の 交付場所を、下記のとおり定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 伊勢市御薗町長屋1221番地 御薗公民館

2 伊勢市二見町江420番地1 二見総合支所

3 伊勢市小俣町元町540番地 小俣公民館

4 伊勢市船江1丁目471番地 ミタス伊勢

#### 伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第159回総会を次のとおり招集します。

平成 31 年 3 月 11 日

伊勢市農業委員会 会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成31年3月15日(金)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御薗総合支所 3 階学習室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 非農地証明願について
  - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

#### 伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 15 日

| 指定<br>番号 | 工事店名 | 所                  | 在 | 地    | 指定取消し年月日        |
|----------|------|--------------------|---|------|-----------------|
| 161      | 東海水道 | 志 摩 市 『<br>3451 番地 |   | 丁甲 賀 | 平成 31 年 3 月 7 日 |

#### 伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 31 年 3 月 15 日

| 指定<br>番号 | 事業者名 | 所 在 地                 | 廃止年月日           |
|----------|------|-----------------------|-----------------|
| 100      | 都設備  | 度会郡玉城町勝田 3086<br>番地 1 | 平成 31 年 3 月 5 日 |

# 伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 31 年 3 月 15 日

| 指定番号 | 事業者名     | 所 在 地 指定年月日                              |   |
|------|----------|--|---|
| 377  | 有限会社 都設備 | 度会郡玉城町勝田<br>3086 番地 1<br>平成 31 年 3 月 5 日 | ∃ |

伊勢市公告第13号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

#### 伊勢市公告第14号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の12第2項において準用する同法第11条の11第3項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程の変更を承認したので、同法第11条の12第2項において準用する同法第11条の11第5項の規定により次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 農地利用集積円滑化団体の名称
   伊勢農業協同組合
- 2 農地利用集積円滑事業の種類 農地所有者代理事業 農地売買等事業
- 3 事業実施区域

伊勢市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律 第 58 号) 第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。)

伊勢市公告第 15 号

伊勢市自殺対策推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 31 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

# 伊勢市公告第 16 号

# 公 示 送 達

下記の者の平成30年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、 受領してください。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

#### 公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

| 氏 名 | 住 所 |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|
| 省略  | 省略  |  |  |  |
| 省略  | 省略  |  |  |  |

#### 伊勢市公告第17号

#### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成31年3月15日

#### 伊勢市長 鈴 木 健 一

#### 1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類    | 毛色 | 性別 | 体格  | 年齢  | その他 |
|----|--------|-------|----|----|-----|-----|-----|
| 1  | 藤里町    | 雑種    | 茶  | 雄  | 由   | 91日 |     |
|    | 膝 王 四] | 米比 个里 | 常  | 仏臣 | 'F' | 以上  |     |

- 2 抑留した日 平成31年3月11日
- 3 抑留期限 平成31年3月22日
- 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課 (電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課 (電話 0596-27-5151)